

## 自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について

平成 24 年 12 月 5 日  
東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、現在、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下、「中間指針追補」）を踏まえ、自主的避難等に係る損害に対する賠償金のお支払いに取り組んでいるところですが、このたび、同追補ならびに「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を踏まえ、以下のとおり追加の賠償を実施させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 自主的避難等対象区域<sup>\*1</sup>の方に対する賠償（「別紙 1」ご参照）

#### （1）精神的損害等に対する賠償

##### ① お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、以下のいずれかに該当される方を対象とさせていただきます。なお、平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日の間に、上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

- 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に、18 歳以下であった期間がある方（誕生日が平成 5 年 1 月 2 日から平成 24 年 8 月 31 日の方）
- 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に、妊娠されていた期間がある方

##### ② お支払いの対象となる損害

平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間における以下の損害を対象とさせていただきます。

- 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用

- 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用

### ③ お支払いする金額

精神的苦痛、生活費の増加費用等を含めて一定額とし、お一人さまあたり 80,000 円をお支払いいたします。

## (2) 追加的費用等に対する賠償

### ① お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方を対象とさせていただきます。なお、平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

### ② お支払いの対象となる損害

当社事故に起因して負担された以下の費用のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- 自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）
- 前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等

### ③ お支払いする金額

お一人さまあたり 40,000 円をお支払いいたします。

## (3) 請求書類の発送および受付

請求書類につきましては、前回のご請求の際にご記載いただいた郵送先に平成 24 年 12 月 12 日より順次発送させていただき、同年 12 月 17 日より受付を開始いたします。なお、お支払いの対象となる方のうち、郵送先に変更がある方につきましては、誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（自主的避難等ご相談専用ダイヤル）」までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 2. 福島県の県南地域\*<sup>2</sup>および宮城県丸森町の方に対する賠償（「別紙2」ご参照）

### （1）精神的損害等に対する賠償

#### ① お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に福島県の県南地域または宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった方のうち、以下のいずれかに該当される方を対象とさせていただきます。なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に、上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

- 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある方（誕生日が平成5年1月2日から平成24年8月31日の方）
- 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある方

#### ② お支払いの対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日の間における以下の損害を対象とさせていただきます。

- 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用
- 福島県の県南地域または宮城県丸森町に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および生活費が増加した分があればその増加費用

#### ③ お支払いする金額

精神的苦痛、生活費の増加費用等を含めて一定額とし、お一人さまあたり40,000円をお支払いいたします。

### （2）追加的費用等に対する賠償

#### ① お支払いの対象となる方

当社事故発生当時に福島県の県南地域または宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった方を対象とさせていただきます。なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象とさせていただきます。

## ② お支払いの対象となる損害

当社事故に起因して負担された以下の費用のうち一定の範囲を賠償対象とさせていただきます。

- 福島県の県南地域または宮城県丸森町での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）
- 前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等

## ③ お支払いする金額

お一人さまあたり 40,000 円をお支払いいたします。

## (3) 請求書類の発送および受付

請求書類につきましては、準備が整い次第、改めてお知らせさせていただきます。

- \* 1 自主的避難等対象区域：中間指針追補における「第2 自主的避難等に係る損害について」に掲げる福島県内の市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市）のうち避難等対象区域を除く区域
- \* 2 県南地域：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

以 上

-----  
<自主的避難等に係る損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（自主的避難等ご相談専用ダイヤル）

電話番号：0120-993-724

受付時間：午前9時～午後9時  
-----

### ＜自主的避難等対象区域の方に対する賠償＞

	世帯人数		1名	2名		3名		
	家族 構成	大人*	1名	2名	1名	3名	2名	1名
		子ども	0名	0名	1名	0名	1名	2名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	—	8万円	—	8万円	16万円
(2)追加的費用等に対する賠償			4万円	8万円 (4万円×2名)		12万円 (4万円×3名)		
今回お支払いする金額			4万円	8万円	16万円	12万円	20万円	28万円

	世帯人数		4名			
	家族 構成	大人*	4名	3名	2名	1名
		子ども	0名	1名	2名	3名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	8万円	16万円	24万円
(2)追加的費用等に対する賠償			16万円 (4万円×4名)			
今回お支払いする金額			16万円	24万円	32万円	40万円

\* 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある場合、「(1)精神的損害等に対する賠償」として、お一人さまあたり8万円をお支払い。

### ＜福島県の県南地域および宮城県丸森町の方に対する賠償＞

	世帯人数		1名	2名		3名		
	家族 構成	大人*	1名	2名	1名	3名	2名	1名
		子ども	0名	0名	1名	0名	1名	2名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	—	4万円	—	4万円	8万円
(2)追加的費用等に対する賠償			4万円	8万円 (4万円×2名)		12万円 (4万円×3名)		
今回お支払いする金額			4万円	8万円	12万円	12万円	16万円	20万円

	世帯人数		4名			
	家族 構成	大人*	4名	3名	2名	1名
		子ども	0名	1名	2名	3名
(1)精神的損害等に対する賠償			—	4万円	8万円	12万円
(2)追加的費用等に対する賠償			16万円 (4万円×4名)			
今回お支払いする金額			16万円	20万円	24万円	28万円

\* 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、妊娠されていた期間がある場合、「(1)精神的損害等に対する賠償」として、お一人さまあたり4万円をお支払い。